

(別紙 1)

那覇市有料広告取扱業務仕様書

1. 基本内容

- (1) 業務は、「広報なは市民の友」、「那覇市ホームページ」に掲載する広告の募集、料金設定など広告枠販売に関する一切とする。
- (2) 広告内容は、「那覇市有料広告掲載に関する要綱」と「那覇市有料広告掲載取扱基準」に準ずること。
- (3) ① 広告に使用する写真やイラストなどは、すべて落札者において準備し、完全版下又は画像データを作成すること。
② 「市民の友」の広告デザインについては、本文と広告の区別を明確にするために、「広告(枠囲み)」である旨の表示を設けること。
- (4) 内容について疑義が生じた場合は、その都度、秘書広報課と協議すること。

2. 広報なは市民の友

- (1) 「広報なは市民の友」の概要
 - ① 規 格 タブロイド判 12 ページ
 - ② 部 数 5月号：151,050部、6月号：151,250部、7月号：151,450部、8月号：151,650部、9月号：151,850部、10月号：152,050部、11月号：152,250部、12月号：152,450部、1月号：152,650部、2月号：152,850部、3月号：153,050部、4月号：153,250部
(世帯増に対応するため毎月200部ずつ増刷、毎月1日発行)
 - ③ 紙 質 古紙配合率70%以上 白色度70%以上
 - ④ 印 色 全面4色刷り(フルカラー)
 - ⑤ 配 付 市内の全世帯、市の施設、自衛隊等
- (2) 「広報なは市民の友」の広告掲載の業務内容
 - ① 契約期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。
 - ② 掲載期間 令和3年5月号から令和4年4月号までとする。
 - ③ 広告掲載枠 毎月7枠(掲載面は2~12面の中から選び紙面下部に掲載予定)
※1枠のスペースは縦76^ミ×横244^ミ(紙面下部)とする。
※枠内の左右の上二隅のいずれかに、縦5mm×横11mm以上の大きさに「広告(枠囲み)」の表記をする。
 - ④ 1枠を分割し、4社まで掲載可とする。
 - ⑤ 広告原稿は、「前月10日」までに秘書広報課へ提出し、広告掲載審査委員会の審査を受けるものとする。広告審査委員会で訂正や変更の指摘があった場合は、「前月15日」までに再提出するものとする。

- ⑥ 広告掲載枠に掲載する広告の応募数が不足し、広告掲載枠に空きが生じた場合は前月 5 日までに秘書広報課に連絡すること。

3. 那覇市ホームページ

(1) 「那覇市ホームページ」の概要

- ① アクセス件数 月平均約 1,022,265 ページビュー
(令和 2 年 1 月～令和 2 年 12 月)
- ② 更新頻度 随時

(2) 「那覇市ホームページ」の広告掲載の業務内容

- ① 契約期間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までとする。
- ② 掲載期間 令和 3 年 5 月 1 日から令和 4 年 4 月 30 日までとする。
毎月 1 日～月末までとする。
- ③ 広告掲載枠 トップページ下部の 10 枠 (1 枠 縦 60 ピクセル×横 120 ピクセル)
- ④ 広告掲載内容は、「前月 20 日」までに、画像データ及びリンク先アドレス等を秘書広報課に提出し、広告掲載審査委員会の審査を受けるものとする。広告審査委員会で訂正や変更の指摘があった場合は、「前月 25 日」までに再提出するものとする。
- ⑤ 広告掲載枠に掲載する広告の応募数が不足し、広告掲載枠に空きが生じた場合は前月 20 日までに秘書広報課に連絡すること。
- ⑥ GIF アニメーションについては、5 秒以内に点滅を停止するようにすること。
- ⑦ 日本工業規格 JIS X 8341-3 : 2016 の適合レベル AA に準拠すること。

4. 広告料の納入

売買代金の納入は一括または分割とする。納入時期は下表のとおりとする。

納入方法		納入期限	納入額
一括の場合		令和 3 年 4 月 9 日	契約金額
分割の場合	第 1 四半期	令和 3 年 4 月 9 日	基本的に契約額の 4 分割とする。 ※千円未満の額は、第 1 四半期に含める
	第 2 四半期	令和 3 年 7 月 9 日	
	第 3 四半期	令和 3 年 10 月 8 日	
	第 4 四半期	令和 4 年 1 月 7 日	